

平成24年

上砂川町議会会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

平成24年上砂川町議会（第3回定例会）会議録目次

第1号（9月12日）

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	6
会議録署名議員指名について	6
会期決定について	6
諸般の報告	6
高橋成和の第3回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	6
高橋成和の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	6
高橋成和の第2回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	7
例月出納検査結果報告（6・7・8月分）	7
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	7
同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）	7
同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）	8
同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	9
議案第31号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例制定について	10
議案第32号 上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例制定について	11
議案第33号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について	12
議案第34号 石狩川流域下水道組合規約の変更について	13
議案第35号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について	13
議案第36号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）	14
認定第1号 平成23年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	16
認定第2号 平成23年度上砂川町水道事業会計決算認定について	16
決算特別委員会設置及び付託について	18
報告第2号 平成23年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について（報告済）	18
休会について	20
散会の宣告	20

第2号（9月14日）

議事日程	22
会議録署名議員	22
開議の宣告	22
会議録署名議員指名について	22
一般質問	22

高橋成和	23
企画振興課長 飯山重信	23
住民課長 渡辺修一	24
議案第31号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例制定について（原案可決）	26
議案第32号 上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	26
議案第33号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について（原案可決）	26
議案第34号 石狩川流域下水道組合規約の変更について（原案可決）	26
議案第35号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について（原案可決）	26
議案第36号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）（原案可決）	26
総務文教常任委員会の委員長辞任について	27
調査第3号 所管事務調査について（許可）	28
追加日程について	28
意見書案第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（原案可決）	28
意見書案第7号 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（原案可決）	29
意見書案第8号 道教委の「新たな高校教育に関する指針（2006年）」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校作りの実現を求める意見書（原案可決）	30
閉会の宣告	32
出席議員	33
説明のため出席した者	34
事務局職員出席者	34

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 2 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 1 8 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9 月 1 2 日～9 月 1 4 日
3 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第 3 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（高橋議員）
 - 3) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（高橋議員）
 - 4) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（高橋議員）
 - 5) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 3 号・第 4 号・第 5 号は、即決とする。
- 第 9 議案第 3 1 号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例制定について
- 第 1 0 議案第 3 2 号 上砂川町防災会議条

例等の一部を改正する条例制定について

- 第 1 1 議案第 3 3 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 第 1 2 議案第 3 4 号 石狩川流域下水道組合規約の変更について
- 第 1 3 議案第 3 5 号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について
- 第 1 4 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 3 1 号～第 3 6 号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 5 認定第 1 号 平成 2 3 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 1 6 認定第 2 号 平成 2 3 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとし特別委員会に付託。
- 第 1 7 決算特別委員会設置及び付託について
- 第 1 8 報告第 2 号 平成 2 3 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

4番 数馬 尚
5番 高橋 成和

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は、川上議員と柳川議員から欠席の届け出がありますので、7名であります。

理事者側につきましては、清野福祉医療センター参事が所用で欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成24年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番、数馬議員、5番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの3日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月14日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第3回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告と空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告、そして第2回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。高橋議員。

○5番（高橋成和） 砂川地区広域消防組合議会について。

標記の件につき、平成24年第3回砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成24年6月25日月曜日午前10時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

3番目の議件でございますが、報告第1号 繰越明許費の繰越について、議案第1号 財産の取得について。

慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

引き続き、空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成24年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成24年8月27日月曜日午前10時から。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件でございますが、認定第1号 平成23年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成23年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について

て、認定第3号 平成23年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成23年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第1号 平成24年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成24年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第3号 平成24年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成24年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）。

慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決しております。

以上でございます。

続きまして、砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成24年第2回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成24年8月30日木曜日午前10時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室でございます。

3番目の議件でございますが、議案第1号 平成24年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算。

結果といたしまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、資料につきましては、事務局のほうに預けておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成24年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特にご報告申し上げる事項はありませんが、町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、ごらんをいただきまして町長行政報告にかえさせていただきます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（林 智明） 教育行政報告を申し上げます。

平成24年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付しております報告書により報告をさせていただきます。

特に報告することはございませんので、以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎同意第3号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第6、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員、坂本充生

氏が平成24年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町■■■■■■■■■■ (■■■■■■■■■■)。氏名、坂本充生。生年月日、昭和■■年■■月■■日。職業、会社役員。備考、任期4年。

本件につきましては人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで慣例により林教育長の退席をお願いいたします。

〔教育長 林 智明 退場〕

○議長（堀内哲夫） それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、現委員、林智明氏が平成24年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字■■■■■■■■■■ (■■■■■■■■■■)。氏名、林智明。生年月日、昭和■■年■■月■■日。職業、教育長。備考、任期4年。

本件につきましては人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いをいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、林教育長、坂本委員の入場をお願いいたします。

〔教育長 林 智明 入場〕

〔教育委員 坂本充生 入場〕

○議長（堀内哲夫） ここで教育委員に任命されましたお二人にご挨拶をいただきます。

最初に、林教育長、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（林 智明） 議長からご指示がありましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま議員各位より教育委員の再任についてご同意をいただき、まことにありがとうございます。また、4月の教育委員の任命からこれまでの間、皆様にはあらゆる面でご支援、ご協力をいただきましたことにつきましても重ねてお礼を申し上げます。

本町は学力向上対策が教育行政最大の課題でありますので、教育委員会と学校、家庭が一体となって一つ一つ着実に取り組むことにより学力向上を図っていきたいと考えているところであります。また、いじめ問題につきましても、大津市のいじめ自殺問題から端を発し、全国的に大きな問題となっておりますので、本町におきましては教育委員会と学校がいじめは必ずあるという前提でこの問題に取り組み、児童生徒がいじめのない楽しい学校生活を送れる学校づくりに努めてまいりたいと考えております。このほかにも教育行政多くの課題を抱えておりますが、私自身大変微力ではありますが、本町の教育の推進のため全力を尽くす所存でありますので、議員各位におかれましては今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単であります、挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 続きまして、坂本委員、ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員（坂本充生） おはようございます。ただいまご紹介いただきました坂本でございます。貴重なお時間をいただきまして、一言お礼の

ご挨拶を述べさせていただきます。

このたび貝田町長様より教育委員としてご推挙を受け、そしてただいま議会の皆様の同意を賜りまして、まことにありがとうございます。未熟ではありますが、皆様のご指導を受け、微力ながら頑張っていきたいと思っております。

大変簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） どうもご苦労さまでした。

◎同意第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

提案の理由といたしましては、現委員、東海一男氏が平成24年11月7日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

それでは、内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字上砂川30番地4（本町北3丁目1番8号）。氏名、東海一男。生年月日、昭和23年3月17日。職業、会社員。備考、任期3年。

本件につきましては人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第31号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第31号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町空き家等の適正管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、空き家等の所有者の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、町民と地域の安全、安心の確保と生活環境の保全を図るため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めてまいりますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

条例本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第31号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。条例の概要でございますが、長期間放置されております空き家等の適正管理につきまして、所有者等の財産権にかかわる複雑な問題でもあり、かつ住民の皆さんの安全、安心な生活にかかわる重大な問題でもございます。

本条例は、資料の（2）の目的でございますように、空き家等の適正管理に関し、所有者等の責務を明らかにし、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、町民の生命と、さらには財産及び生活環境に重大な損害の発生の防止に寄与するため、条例を制定するものでございます。

所有者等の責務につきましては、所有者は空き家等が管理不全な状態にならないよう適正管理を行うこととしております。

町の対応でございますが、資料の（4）、あわせて資料の裏面の流れもごらん願います。町による実態調査を行い、所有者等に適正管理を行うよう口頭による助言や指導を行い、それでもなお改善の必要な状態である認められた場合につきましては、文書による勧告を行うこととしております。この勧告にも従わず、改善が必要な状態と認められた場合につきましては、指定された期限までに改善の措置を行うよう命令を行い、さらにこの命令にも従わない場合につきましては、その者の住所、氏名、命令内容等を公表する旨の通知を行い、さらに命令を受けた者がこれでも履行しない場合につきましては、他の手段によって履行を確保することが困難であり、そのまま放置することが著しく公益に反すると認められたときには町が行政

代執行を行い、その費用を徴収することとしております。

施行期日につきましては、公布の日からとなっておりますが、附則におきまして、これまで既に行っております命令、勧告等につきましては、この条例の規定によるものとみなすこととしておりますので、ご理解願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第32号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第32号 上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第32号 上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第32号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、東日本大震災により得られた教訓を今後にかし、災害対策の強化を図るた

め、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布されたことに伴い、この法律に準拠し、規定しております上砂川町防災会議条例と上砂川町災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

初めに、上砂川町防災会議条例の改正でございますが、市町村防災会議の所管事務に規定されております災害発生時は当該災害に関する情報を収集することにつきまして、この事務を市町村に設置されている災害対策本部の所管事務とされたことから、この規定を削除するものでございます。

また、防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、地域に係る防災に関する重要事項について審議することを所管事務に新たに追加するものと地域防災会議の委員の選任規定についてさまざまな分野からの参画を図るため、学識経験者等を追加するものでございます。

次に、災害対策本部条例の改正でございますが、災害対策基本法の一部改正に伴い、関係条項を改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成24年6月27日から適用するものとなっておりますので、ご理解願います。

それでは、本文に入らせていただきます。

上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町防災会議条例の一部改正）

第1条 上砂川町防災会議条例（昭和37年上砂川町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項中第10号を第11号とし、第9号の

次に次の1号を加える。

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(上砂川町災害対策本部条例の一部改正)

第2条 上砂川町災害対策本部条例(昭和37年上砂川町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第33号

○議長(堀内哲夫) 日程第11、議案第33号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第33号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の管理及び執行を滝川市に委託するため、次のとおり規約を定め、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により事務を委託することについて議会の議決を求める。

提案理由といたしましては、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市へ委託することに当たり、規約を定め、事務を委託することについて議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めてまいります。規約本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

規約本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、議案第33号について内容の説明をいたします。

このたびの規約の制定につきましては、戸籍事務等について、中空知5市5町による戸籍システムの共同運用により平成25年10月より電算化をすることとしております。戸籍電算システムを共同運用するに当たりましては、個人情報保護の重要性や信頼性、さらには災害への高い対応力が要求されますことから、その根幹をなす戸籍データの管理サーバー及びバックアップサーバーにつきまして滝川市役所内に設置することとしております。このことから、戸籍事務の一部を滝川市に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担等を定める電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の事務委託に係る規約の制定について議会の議決を求めるものでございます。

なお、戸籍の電算化に伴い、戸籍データの作成業務につきましては、平成24年度、25年度の2カ年事業となりますことから、本定例会の一般会計補正予算におきまして業務の期間と限度額につきまして債務負担行為を行い、関連予算につきましてはシステム構築、端末機の導入経費と合わせまして平成25年度予算にて計上させていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取

り計らいによりまして規約本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第34号 石狩川流域下水道組合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第34号 石狩川流域下水道組合規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、石狩川流域下水道組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、石狩川流域下水道組合が共同処理する事務及び事務の対象となる市町等の一部を変更するため、規約を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めまいりますが、規約本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

規約本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第34号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項

の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものでございます。

変更の内容でございますが、現在石狩川流域下水道組合は、雨竜町を除く中空知5市5町と美唄市を加えた6市4町により下水道処理業務を共同処理しております。これに新たに雨竜町と月形町を加えました6市6町によりし尿処理業務を共同処理するため、構成市町の変更等を行うものでございます。

し尿処理の状況につきましては、砂川地区保健衛生組合の処理施設を含め、各市町の施設とも老朽化が著しく、また下水道の普及に伴い、処理量も年々減少傾向にありますことから、今後の施設の維持管理等への対応が求められており、この課題に対応するため、処理能力に余裕がございます石狩川流域下水道処理施設にし尿の前処理施設を整備し、汚泥とし尿処理を一元処理し、広域化による行政コストの縮減を図るものでございます。

共同処理によるし尿処理業務は、平成27年4月より供用開始をすることとしており、平成25年度より施設整備を行いますことから、組合規約に構成市町及び組合議会の構成の変更のほか、施設の管理運営等の規定を追加するため、規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして規約本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第35号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第35号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議

案第35号 砂川地区保健衛生組合同規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、砂川地区保健衛生組合同規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、石狩川流域下水道組合が汚水処理施設共同整備事業を実施することに伴い、砂川地区保健衛生組合が共同処理するし尿処理に関する事務等の一部を変更するため、規約を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第35号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものでございます。

変更の内容でございますが、ただいま議案第34号の石狩川流域下水道組合同規約の変更においてご説明をいたしました、砂川地区保健衛生組合で行っておりますし尿処理業務につきまして、平成27年4月より石狩川流域下水道組合において処理することから、組合同規約に規定しておりますし尿処理施設に関する規定等を削除するため、規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

砂川地区保健衛生組合同規約の一部を変更する規約。

砂川地区保健衛生組合同規約（昭和43年地方第1518号指令）の一部を次のように改正する。

第1条中「し尿処理施設並びに」を削る。

第4条中第1項の表し尿処理施設に関する事務の項を削り、第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第13条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則

（施行期日）

1 この規約は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における砂川地区保健衛生組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担割合については、改正後の第1条、第4条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第36号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第36号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第36号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,200万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成24年9月12日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第36号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、20款繰越金3,480万円の追加で、4,971万9,000円となります。

1項繰越金、同額でございます。

歳入合計が3,480万円の追加で、25億6,200万円となります。

2、歳出、2款総務費481万3,000円の追加で、1億5,538万1,000円となります。

1項総務管理費481万3,000円の追加で、1億4,445万8,000円となります。

4款衛生費276万2,000円の追加で、2億3,999万円となります。

2項清掃費276万2,000円の追加で、1億2,921万3,000円となります。

8款土木費2,650万円の追加で、2億4,334万8,000円となります。

2項道路橋りょう費350万円の追加で、5,830万2,000円となります。

3項住宅費2,300万円の追加で、1億609万5,000円となります。

10款教育費72万5,000円の追加で、9,455万7,000円となります。

2項小学校費55万5,000円の追加で、3,023万2,000円となります。

4項社会教育費17万円の追加で、861万1,000円となります。

歳出合計が3,480万円の追加で、25億6,200万円となります。

第2表、債務負担行為。事項、戸籍電子データ

作成業務、期間、自、平成24年度、至、平成25年度、限度額、総額4,385万4,000円以内。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、5目財産管理費122万7,000円の追加で、4,379万3,000円となります。11節需用費で、東鶉職員住宅一般開放に伴います修繕料の追加でございます。

8目交通安全対策費280万6,000円の追加で、784万5,000円となります。現在振興公社に貸与し、使用しておりますライトバンにつきまして購入後18年を経過し、老朽化していることから、現交通安全指導車を公社へ貸与し、新たに交通安全指導車を購入する経費といたしまして、12節役務費で保険料、手数料合わせて7万3,000円、18節備品購入費として交通安全指導車購入費といたしまして270万円、27節公課費で自動車重量税といたしまして3万3,000円、合計280万6,000円を計上するものでございます。

9目諸費78万円の追加で、287万6,000円となります。23節償還金、利子及び割引料の追加は、自立支援給付費等の23年度国庫補助金の精算に伴います返還金を計上するものでございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費261万2,000円の追加で、1億428万2,000円となります。11節需用費で、じんかい処理車及び処分場のブルドーザーの修繕料65万円を追加するものでございます。19節負担金、補助及び交付金196万2,000円の追加につきましては、砂川地区保健衛生組合ごみ処理負担金の前年度精算による追加でございます。

3目し尿処理費15万円の追加で、2,461万7,000円となります。11節需用費でし尿収集車の修繕料15万円を追加するものでございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費350万円の追加で、5,830万2,000円となります。下鶉うぐいす団地擁壁につきましては、施工後35年以上を経過し、改修の必要が生じますことから、ボーリング調査及び実施設計等の業務委託に係る委

託料として350万円を追加するものでございます。

土木費、住宅費、1目住宅管理費2,300万円の追加で、7,760万円となります。

資料ナンバー2をご参照願います。11節の需用費1,220万円の追加につきましては、東山地区等の移転等に伴います公営住宅、改良住宅の修繕料のほか、下鶉44年、46年の公営住宅の修繕料でございます。下鶉44年、46年の公営住宅につきましては、長寿命化計画におきまして12棟すべて用途廃止とすることとしてございましたが、地域の利便性や入居者等の要望もございまして、12棟のうち、雪捨て場の確保を図るため、黄色で表示しております44年公営住宅3棟、あわせましてピンク色で表示しております46年公営住宅4棟、合わせて7棟を除却することといたしまして、色塗りはございませんけれども、残り5棟につきましては、この地区内の移転用のほか、他地域からの移転用住宅として残すこととしてございます。なお、除却対象住宅に入居しております住民の方々につきましては、過日説明会を行い、それぞれ承認をいただきましたので、住宅の修繕料のほか、除却工事といたしまして1,080万円を追加するものでございます。

予算書へお戻りください。次に、教育費でございます。小学校費、1目学校管理費55万5,000円の追加で、2,295万4,000円となります。18節備品購入費で、小学校コピー機の更新等によるものでございます。

教育費、社会教育費、4目社会教育施設費17万円の追加で、102万円となります。趣芸館のストープの修繕料といたしまして17万円を追加するものでございます。

次に、4ページ、歳入でございます。2、歳入、繰越金、繰越金、1目繰越金3,480万円の追加で、4,971万9,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容

の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、認定第1号及び日程第16、認定第2号については関連がございまずので、一括議題とし、提案理由の説明及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成23年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成23年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました認定第1号並びに認定第2号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

認定第1号 平成23年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成23年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号であります。認定第2号 平成23年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成23年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、
よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前
に引き続きまして会議を開きます。

認定第1号及び認定第2号について内容の説明
を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、
認定第1号及び第2号について内容の説明をいた
します。

お手元に配付しております平成23年度上砂川町
各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成23年度各会計
当初予算は、第6次町づくり計画に基づき、経費
の縮減を図りつつ限られた財源の有効かつ効率的
な活用により、本町の重要課題であります定住対
策や子育て支援事業及び高齢者対策などに配慮し
た予算計上を行ったところでございます。平成23
年度においても人件費の削減措置を継続し、町長
にありましては30%、副町長、教育長で25%、職
員給与及び議員報酬では7%の削減を実施したと
ころでございます。積立金、基金でございますが、
特別交付税での除排雪対策や廃棄物処理事業など
の交付額の増額により財政調整基金等へ3億5,00
0万円ほどの積み立てをし、年度末基金残高は20
億円ほどとなったところでございます。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。
歳入につきましては、町税で前年度比1,202万4,0
00円減の1億5,946万円、地方交付税は前年度比1
1万2,000円増の17億1,768万3,000円、国庫支出金
は小中学校耐震化大規模改修補助金の減収と中央
団地建設事業補助金等の増収により前年度対比1
億4,249万4,000円減の3億1,885万1,000円、町債
は中央団地建設事業や過疎地域自立促進特別事業

等の増収と小中学校耐震化大規模改修事業や臨時
財政対策債などの減収により前年度比7,190万3,0
00円増の3億3,309万円となり、歳入総額では32
億2,973万5,000円の決算となっております。

次に、歳出でございますが、扶助費では障害者
自立支援費等の増加により前年度比1,000万円増
の2億4,846万7,000円、公債費は償還終了により
前年度比3,264万円減の4億5,932万6,000円、投
資的経費で小中学校耐震化大規模改修事業や災害
復旧事業等の減少と中央団地建設事業の増加によ
り前年度対比3,100万円減の4億3,773万円とな
り、歳出総額では31億7,693万3,000円の決算で、
歳入歳出差し引き、実質収支で5,280万2,000円と
なるものでございます。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率
につきましては、平成22年度で臨時財政対策債を
含め81.0%でありましたが、平成23年度では6.3
ポイント増の87.3%となりました。これは、普通
交付税と臨時財政対策債の減によるものでござい
ます。財政力指数につきましては、過去3カ年平均
で11.6%と自主財源の割合が低く、地方交付税
など依存財源にゆだねている状況にあり、依然と
して厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決
算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、
収支不足が生じた会計につきましては例年同様一
般会計からの繰入金により収支の均衡を図ってい
ることから、平成23年度決算におきましても赤字
の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。
各会計決算額の表であります。一般会計では、歳
入32億2,973万5,000円、歳出で31億7,693万3,000
円となり、歳入歳出差し引き5,280万2,000円とな
ります。また、特別会計でございますが、8特別
会計合計で歳入が10億1,358万5,000円、歳出で10
億1,347万7,000円となり、差し引き10万8,000円
となるものでございます。全会計の合計では42億
4,332万円の歳入に対し、41万9,041万円の歳出で、

差し引き5,291万円となったところでございます。

なお、3ページから5ページまで、各会計決算の主な内容をまとめてございますので、後ほどごらんをいただきたくお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第17、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案ありました認定第1号 平成23年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成23年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります大内議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより、委員長に数馬議員、

副委員長に斎藤議員といたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用いたしますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思っております。

◎報告第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、報告第2号 平成23年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第2号 平成23年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成23年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー3をご

らん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、報告をするものがあります。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率と将来負担比率の4つの財政指標から成るもので、資金不足比率にありましては地方財政法上企業会計として位置づけられます会計が対象となり、本町におきましては下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道事業会計の3特別会計が該当するものでございます。

各判断比率につきましては、平成19年度より報告を行っておりますが、これらの比率が国の示す一定の基準を上回りますと早期健全化団体や財政再生団体となり、議会の承認を必要とする財政健全化計画、または財政再生計画策定が義務づけられ、自治体の財政運営は国もしくは道の管理下に置かれるものでございます。

各指標の内容でございます。初めに、実質赤字比率でございますが、普通会計の決算における赤字の割合を示す指標で、本町におきましては一般会計のほか、診療所会計、土地取得会計の3会計の合計によるもので、3会計での実質収支は5,280万2,000円の黒字決算となっておりますことから、平成22年度同様赤字比率につきましてはゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、普通会計とそれ以外の各特別会計における赤字比率をあらわしますが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率につきましてもゼロとなっております。

実質公債費比率は、公債費等の支出に係る一般財源の割合を示すもので、平成22年度では11.4%で、平成23年度は0.2ポイント増の11.6%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、全会計の公債費残高に対する一般財源の負担額、一部事務組合の公債費残高に対する負担額、職員が全員退職した

と仮定した場合の退職手当組合への負担額等により算出され、平成22年度では83.7%となっておりますが、平成23年度では公債費残高の減少や充当可能基金保有額の増額によりまして前年度より34.2ポイント減の49.5%となる見込みであります。

次に、資金不足比率であります。本町の場合平成22年度同様下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道会計の3会計の比率が求められるもので、各会計ごとに20%以上となりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画と同様に議会の議決を必要とする経営改善計画策定が求められるものでございます。資金不足の算出方法につきましては3特別会計ごとに異なり、下水道事業特別会計につきましては決算時における歳入歳出の差し引きで算出され、23年度決算では一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っておりますことから、資金不足比率はゼロとなっております。土地開発造成事業会計につきましては、公債費の残高と未分譲地に係る土地の時価評価額との差し引きで算出されるもので、土地の時価評価額につきましては固定資産評価額をもとに算出しており、土地の時価評価額が公債費残高を上回っておりますことから、資金不足比率はゼロとなっております。水道事業会計は、未収金、流動資産と未払い金、流動負債の差し引きで算出されますが、未収金につきましては水道料金の未収金や一般会計からの繰入金が含まれ、未払い金を上回っておりますことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の財政判断比率及び資金不足比率につきましては、すべて国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されますことから、引き続きこの比率を注視しながら財政運営を図ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は、今後国や道との協議等により比

率に変更となることもあり、暫定値としての報告であります。住民に対する公表につきましても、昨年同様町広報やホームページにおいて行うこととしております。なお、総務省におきましては、この暫定値につきまして9月下旬から10月上旬に公表する予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表される予定となっておりますことを申し上げ、本文に入らせていただきます。

それでは、本文でございます。1、財政健全化判断比率（暫定値）。単位につきましてはパーセントでございます。区分、上砂川町の比率、実質赤字比率0.00、連結実質赤字比率0.00、実質公債費比率11.6、将来負担比率49.5。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、下水道事業特別会計、資金不足比率0.00、経営健全化基準20.0。土地開発造成事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第2号 平成23年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日13日を休会したいと思います。これにご異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日13日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（散会 午前11時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 4 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 4 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 4 0 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 一般質問
第 3 議案第 3 1 号 上砂川町空き家等の
適正管理に関する条例制定について
第 4 議案第 3 2 号 上砂川町防災会議条
例等の一部を改正する条例制定につ
いて
第 5 議案第 3 3 号 電子情報処理組織に
よる戸籍等事務に関する事務の委託
に関する規約の制定について
第 6 議案第 3 4 号 石狩川流域下水道組
合規約の変更について
第 7 議案第 3 5 号 砂川地区保健衛生組
合規約の変更について
第 8 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 3 1 号～第 3 6 号は、質
疑・討論・採決とする。
第 9 総務文教常任委員会の委員長辞任に
ついて
※ 総務文教常任委員会正・副委員
長互選結果報告について
第 1 0 調査第 3 号 所管事務調査について
（追加日程）
第 1 1 意見書案第 6 号 森林・林業・木材
産業施策の積極的な展開に関する意
見書
第 1 2 意見書案第 7 号 中小企業の成長支

援策の拡充を求める意見書

- 第 1 3 意見書案第 8 号 道教委の「新たな
高校教育に関する指針（2 0 0 6
年）」の見直しと地域や子どもの実
態に応じた高校作りの実現を求める
意見書

○会議録署名議員

4 番 数 馬 尚
5 番 高 橋 成 和

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ
いまの出席議員は、川上議員と柳川議員から欠席
の届け出がありますので、7 名であります。

理事者側につきましては、清野福祉医療センタ
ー参事が所用で欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 24 年第 3 回
上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休
会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定に
よって、4 番、数馬議員、5 番、高橋議員を指名
いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 私は、平成24年第3回定例会に当たり、通告しております旧JAMIC遊休公共施設の今後の活用についてお伺いいたします。

この内容につきましては、平成22年度の町政執行方針において、自衛隊の誘致や企業誘致も視野に入れ、活用することが目指せないかと質問しておりますが、あれから2年が経過し、さまざまな視点から活用の方法を検討されているかと思えます。みずから常日ごろ活動しております商工会議所青年部の会議や商工会議所の委員会、その他の活動をする中で、中央立坑を利用して何かまちおこしにつなげることができないかという話が出てきております。

現在立坑は昇降用の階段は撤去されておりますが、一般の方が安全に上れる階段を屋上まで設置して、町のシンボルタワーとして展望台としての活用はできないだろうかという意見もございします。もし実現が可能であれば、立坑の屋上を利用してさまざまなイベントもできるのではないかと思います。また、他の産炭地でもNPO法人等の組織が先頭となり、立坑を照明などでライトアップや装飾をして、守るということを目的に、炭鉱遺産を貴重な遺産として地域の再生や観光につなげている自治体が空知管内にもございします。本町の誘致企業にもLED等の電子部品の製造をしている企業もございしますので、連携を図りながら今

後取り組むことができないのでしょうか。

この建物は、閉山後地下無重力実験センターとして運用を開始しましたが、実験のコスト等の問題もありまして閉鎖されており、設備の経費や安全面の問題もあり、難しいかとは思いますが、自分たちの世代がこの時代に課せられた先駆者としての責任を果たそうとしたときに、新たな発想で町民が夢を持ち、そして次の世代の子供たちに誇りを持って伝える活動をしたいと思っておりますので、ただいま申し上げました内容について検討可能かどうかお伺いいたします。

2件目の町内各所のごみステーションの更新についてでございますが、ごみステーションは老朽化が著しく、現在もネットを取りついたり溶接等の修理を行いながら使用しているかと思えますが、町内のごみステーションは上部から投入するタイプで、開閉はふたが重く、高齢者や身障者の方は非常に苦慮しております。ごみを投入するのは大半は女性が多く、ふたのあけ閉めが大変であり、特に高齢者や身体に障害を持つ方から、どうか改善してほしいという声もございします。全てのごみかごを一度に新しくすることは経費的にも大変難しいとは思いますが、高齢者や障害者に優しい町づくりを進める上で、今後ごみステーションの更新計画がございましたら、前面からごみを投入するタイプへ変更できないでしょうか。もしくは、試験的に前面タイプの設置を検討できないものかお伺いいたします。

以上2件の質問に対しまして答弁をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） 5番、高橋議員の1件目、旧JAMICの遊休公共施設の今後の活用についてお答えします。

ご質問の趣旨は、商工会議所青年部などの活動の中で旧JAMIC中央立坑を利用してまちおこ

しができないかとの話があり、展望台としての活用を図り、イベントを開催するほか、ライトアップをし、炭鉱遺産を守ることを含め、観光振興につなげることができるのではないかとのことで検討の可能性を問われていると思いますが、最初に中央立坑の経過について触れさせていただきま。中央立坑は、昭和43年に三井砂川鉱業所にて建設されたものであり、昭和62年の閉山後、旧JAMIC、旧地下無重力実験センターとして再利用されることとなり、新素材や宇宙利用などの最先端技術開発に必要な研究、実験を行う施設として生まれ変わり、数々の研究が行われ、とりわけ京セミ社における球状太陽電池の開発や平成15年に打ち上げられた小惑星探査機はやぶさに搭載した装置の実験など、最先端の技術開発に大きく貢献しましたが、残念ながら平成15年3月に施設は閉鎖となり、平成15年6月に株式会社地下無重力実験センターより無償譲渡を受け、やぐら本体のメンテナンスをすることなく現在に至っております。

まちおこしにつなげる具体策として、展望台の整備や町内企業との連携によるライトアップ化など提言をいただきましたが、実は私たち職員で現町長の体制以降、地域振興に資することができないかとの議論を進めており、まさに提言いただいた活用方法が出されたところではありますが、さきに述べましたとおり、JAMIC閉鎖より10年経過し、施設そのものの安全性も担保できない状況にあり、転落事故発生なども懸念されるもので、人を立ち入らせる活動を避けるべきと判断した経緯があるところであります。しかしながら、誘致企業との連携によるライトアップ化にあっては、地元企業の育成助長の視点からも検討に値するとは思いますが、昨年の福島原発事故による節電対策が喫緊の課題となっている状況下では慎重な対応も求められるものと考えます。

いずれにいたしましても、立坑を活用したまちおこしにあっては、費用対効果を含め、単に観光

振興による地域の活性化を追求するだけでよいのかを改めて検証する必要があると考えるものであります。お話の中で炭鉱遺産を守るとのこともありましたが、近隣市町での取り組みでは、熱心な方がおられ、それらの人たちを中心に連携をとり、各種事業に取り組みまれておりますが、必ずしも目指す成果が上がっていないとの話を耳にするところであります。本町におきましても旧産炭地ということで、そらち「炭鉱（やま）の記憶」で地域づくり推進会議に加入し、できる限りのアピールを続けてきたところ、本年11月にNPO法人炭鉱の記憶推進事業団の主催により、町内に残る炭鉱の面影をかつて炭鉱に勤めていた方とともに歩き、町の魅力を再発見していくというイベントが具体化されますので、立坑のほか、坑夫の像など、当面費用をかけることなく現状のままで対応を図ってまいりたいと考えるものであります。

議員もご承知のとおり、本町においては主たる産業もなく、若年者の雇用の場もなく、苦慮している状態にあります。企業誘致の働きかけを行うも、政治経済停滞により遅々として進まない厳しい状況にあります。あわせて脆弱な財政状況に置かれており、山積する課題をどのように解決するのか、皆さんとともに各種アイデアを出し合い、可能なものから実現すべく、種々検証する必要があると考えており、議員を中心とする商工会議所青年部の活動、特に子供たちに夢と誇りを与えることができるよう、大いにご期待申し上げるものであります。

今後におきましても、私たち職員と一つとなつての活動を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 5番、高橋議員の2件目の質問、町内各所のごみステーションの更新についてお答えをいたします。

初めに、町内各所のごみステーションの設置状況について触れさせていただきます。現在ごみボ

ックスは313台設置しており、全てが上ぶたを上
に持ち上げ、ごみを投入するタイプのもので、1
枚ぶたのものが164台、2枚ぶたの左右開き物が1
49台の2種類となっております。設置されてい
るごみボックスは、昭和52年から近隣市町に先駆
け導入したものでありますが、当時は市販品もな
いことから、鳥獣対策や冬期間の雪対策も考慮し、
独自で考案して設置したものであります。材質は
上ぶたを含めて全て鉄製でできており、設置して
からの年数もかなり経過をしており、一部老朽化
をしてしておりますが、補修することで十分に使用で
きることから、行財政改革を進める本町の財政事
情を踏まえて、可能な限り溶接等の修理を行いつ
つ、現状の台数を維持しているところであります。

お話のありました高齢者や身障者の方々の改善
要望は、長年にわたり生じてはおりませんでした
が、本年度スタートさせました地域サポート制度
導入により、一部地域において意見が出されたと
ころであり、加えて年々進む高齢化の実態を考え
るとき、何らかの改善が必要と考えていたところ
でございます。このことから、現在ごみボックス
の補修に際し、職員の手によりふたの鉄板部分を
取り除いて強化プラスチックのネットに張りかえ
たりするなどして軽量化に取り組んでいるところ
であり、台数が確保でき次第試験的に設置がえを
進め、その効果を見て取り組んでいきたいと考え
るものであります。

議員のご質問の前面から投入するタイプの更新
についてであります。全ての更新が一番喜ばれ
るの思いは担当者として誰よりも強いものでは
ありますが、一方では単に物の取りかえだけでよい
ものかという思いもあります。今具体的な更新計
画は持ち合わせておりませんが、必要性は認識す
るところであり、例えば更新するものとして考え
てみますと、その手法は既存ボックスのように特
注するか、あるいは市販のものを導入するかに限
られ、いずれも多額の経費を要しますことから、
財政状況を鑑みると、極めて厳しいものと判断

するところであります。しかしながら、これが現
実によりご指摘の高齢者や障害者に優しいまちづ
くりにつながることを思いますので、何か効果的
な種々検討してまいりたいと考えるものでありま
す。あわせて、町民の皆さんでお年寄りや障
害者のためのフォロー、支援するとの気概のもと、
ごみ出しの負担を軽減するなど新たな効果的手法
等について検討し、実践できれば、単にごみボッ
クスの取りかえだけに頼ることなく、置かれる状
況が変わると思うところでありますので、住みよ
い生活環境整備に向け、自治会や衛生協力会など
地域住民の皆さんのご協力を得ながら総合的対策
をとってまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再
質問があれば許可いたします。高橋議員。

○5番（高橋成和） 再質問ではないのですが、
1件目の質問に関しまして、飯山課長、きめ細か
な説明をいただきましてありがとうございます。
これからもほかに誇れるもの、日本一とか世界一
とか、そういったものを模索していきたいなど、
自分も頑張っていきたいと思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

あと、2件目の質問なのですが、ごみステー
ションの関係です。せっかくですので、ちょっとお
伺いしたいのですが、313台ということで、町内
各所を渡辺課長が見回っていたのを自分も見てい
ました。大変お疲れさまでした。新しいものに更
新する場合、1台当たりの値段というのと、あと
プラスチックの強化ネット、これ冬の関係もある
ので、耐寒性も考えてチェックしながら更新して
いくと思うのですけれども、その辺の1枚の費用
というのを簡単に教えていただければなと思いま
す。

○議長（堀内哲夫） 再質問ということですね。

○5番（高橋成和） はい。

○議長（堀内哲夫） 渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） ただいまの高橋議員の

質問につきましては、私なりにインターネット等で調べてみました。それと、市販のものについてですけれども、大体5万円から10万円程度の範囲内であることはあるのですけれども、ただそれは寒冷地向けではなくて、足が若干短いので、北海道の場合を考えますともう少し足の高さを入れて補強しなければならないというのが現状でございます。それから、既存のものに特注して考えるときの値段につきましては、一応業者のほうと簡単に話したのですけれども、大体5万円以上はかかるのではないかということのお話をいただきました。それから、現在補修の際に強化ネットを取りつけております。これも状況を見ながら、プラスチックですので、いずれは風化して壊れる可能性もあると思いますけれども、ちょっと検討して、さらに材質を何とか上ぶたの重さを軽くするような方法というのは考えていきたいと思っておりますので、そういうことでお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 高橋議員、ただいまの参考意見としての質問でございますけれども、今の答弁でよろしいでしょうか。

○5番（高橋成和） はい、ご説明ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） その他ございませんか、ありませんね。

ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第31号 議案第32号 議案第33号
議案第34号 議案第35号 議案第36号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第31号から日程第8、議案第36号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第31号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 上砂川町空き家等の適正管理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第32号 上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 上砂川町防災会議条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第33号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第34号 石狩川流域下水道組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 石狩川流域下水道組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第35号 砂川地区保健衛生組合

規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 砂川地区保健衛生組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第36号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎総務文教常任委員会の委員長辞任について

○議長（堀内哲夫） 日程第9、総務文教常任委員会の委員長辞任について議題といたします。

先般川上総務文教常任委員長から、総務文教常任委員会に対し、一身上の都合により委員長を辞したいとの願いが提出されました。このことにつきまして、昨日開催されました総務文教常任委員会において委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

後任委員長の選出であります。互選で選出しておりますので、議長から報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、報告いたします。総務文教常任委員長、数馬委員、副委員長、大内委員、以上のとおり報告いたします。

◎調査第3号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第10、調査第3号所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第6号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について議題といたします。

2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年9月14日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 高橋成和 数馬尚

本文に入ります。

意見書案第6号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利

用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。
2. 地球温暖化防止、特に、平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。
3. 安定的な林業経営の確立に向け、直支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。
4. 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。
また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。
5. 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。
6. 森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者みずからが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7. 国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。
平成24年9月14日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第7号 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年9月14日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様
提出議員 齋藤 勝男
賛成議員 横溝 一成 高橋 成和
本文に入ります。

意見書案第7号

中小企業の成長支援策の拡
充を求める意見書（案）

中小企業は、地域の“経済”や“雇用”の要として非常に大きな役割を果たしている。特に、東日本大震災や震災後の復旧・復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識された。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフ・円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等の優れた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への途を確立するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は日本の景気回復の重要な鍵といえる。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるよう、あらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、政府におかれては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く求める。

記

1. 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
2. 地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕・補強など、必要な公共事業に

対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。

3. 中小企業の新たな投資を促進し、雇用を維持・創出に資する「国内立地推進事業費補助金」をさらに拡充すること。
4. 電力の安定的な供給体制の構築をめざし、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買換え等を促進するための支援措置を拡充すること。
5. 中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生・若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月14日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫
提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、意見書案第8号
道教委の「新たな高校教育に関する指針（2006年）」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校作りの実現を求める意見書について議題といたします。

6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（大内兆春） 道教委の「新たな高校教育に関する指針（2006年）」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校作りの実現を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成24年9月14日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 水谷寿彦 数馬 尚

本文に入ります。

意見書案第8号

道教委の「新たな高校教育に関する指針（2006年）」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校作りの実現を求める意見書（案）

道教委は、同指針に基づき、公立高校を現在まで19校の募集停止（停止予定）、17校の再編・統合により削減をしてきている。さらに、2013年度には、近隣では赤平高校の募集停止を決め、あくまで財政優先主義で、教育の機会均等をないがしろにした態度に終始している。この指針に基づく配置計画が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の44%がなくなることになり、教育問題にとどまらず、明らかな地方の切り捨て、ひいては北海道の衰退につながる。

従って、道教委は広大な北海道の実情にそぐわない同指針を抜本的に見直し、地域に高校を存続させ、子どもたちの可能性を最大限伸ばせる教育環境作りへと舵を切るべきである。

以上の趣旨に基づき、次の事項を要請する。

記

1. 道教委は、2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」の抜本的見直しを行うこと。
 2. 公立高校配置計画については、子ども、保護者、地元住民の声に真摯に耳を傾け、一方的な実施をせず、その上でなお実施しようとするときは、必ず深い理解を得た上で実施すること。
 3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するために、「遠距離通学費補助制度」の5年間の権限を撤廃すること。また、もともと高校が存在しなかった町村からの通学者もこの制度の対象とすること。
 4. 障害のあるなしに関わらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことができる後期中等教育を保障するための検討を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号 道教委の「新たな高校教育に関する指針（2006年）」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校作りの実現を求

める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましてはすべて終了いたしましたので、平成24年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 数 馬 尚

署 名 議 員 高 橋 成 和

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.12	9.14
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	齋 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	×	×
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	×	×

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.12	9.14
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	林 智 明	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○	○
教 育 次 長	是 洞 春 輝	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	清 野 勝 吉	×	×
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.12	9.14
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○